

平成26年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第134号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月21日
議案第135号	宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第138号	公の施設(宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第139号	阪神水道企業団への加入に関する協議について	可決 (全員一致)	
請願第41号	小浜工房館における和太鼓使用に対する防音工事についての請願	採択 (全員一致)	
請願第42号	現実的に有効な避難計画が策定されるまで、高浜原発再稼働の延期を求める意見書の提出を求める請願	趣旨採択 (全員一致)	

## 審査の状況

① 平成26年11月18日 (議案審査)

・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治  
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

② 平成26年11月21日 (議案審査)

・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治  
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

③ 平成26年12月16日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治  
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

(◎は委員長、○は副委員長)

平成26年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第134号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚山手台地区における地区計画の変更がなされたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 宝塚山手台地区の計画図にある地区整備計画区域のうち、独立住宅地区Ⅰ、独立住宅地区Ⅱと独立住宅地区Aとあるがどういう区別か。

答1 独立住宅地区Ⅰと独立住宅地区Ⅱについては第一種低層住宅専用地域で戸建住宅を誘導するものとし、土地利用制限に特に違いはないが、独立住宅地区Ⅰのほうが敷地区画にゆとりがある。独立住宅地区Aについてはトンネルの坑口の近くにあり、開発計画時に共同住宅の構想があったので第一種中高層専用地域である。

問2 山手台地区の地区計画は当初計画から大幅に変わって、広がっているのでは。

答2 昭和61年3月に最初の許可があつて以降、今年度までに27回の計画変更があつた。当初計画の面積は173.9ヘクタール、3,589戸（独立住宅1,672戸、集合住宅1,917戸）であつたものが、現在は188.7ヘクタール、2,738戸（独立住宅551戸増、集合住宅1,402戸減）と面積は広がり、戸数は851戸減っている。緑を残すまたは公共用地をふやすという形で変更している。

問3 災害防災対策についてはどのように行っているか。

答3 山手台地区の北側から北東にかけての住宅周辺の斜面地に、土砂災害防止の目的で砂防堰堤を11基整備し、大雨の時の雨水対策としては最明寺川、天神川の流出抑制のための調整池を2基整備している。

問4 トンネルの上に道路を建設するなどしているが、開発によって大きな災害につながらないように注意されているか。

答4 独立住宅地区Aについては谷筋があるので砂防堰堤を2基設置し、災害対策したうえで開発している。

問5 宝塚の自然豊かなところを求めて引っ越しされてきている。今計画されている地域以上の計画拡大は今後ストップされるか。

答5 今回の条例で定めるのは第5工区についてであるが、第4工区が最終工区になる。

第4工区について開発事業者は独立住宅を廃止し、また集合住宅を独立住宅に変えることで斜面地を緑化するなど、できるだけ緑の空間をふやすような整備を計画している。また、事業の完了は平成29年度とのことである。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第135号 宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成26年9月25日に公布され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 消防団員等公務災害補償条例の「等」の対象となる者は。 答1 消防隊が到着するまでの間、関係者、所有者、管理者、火災を発生させた者、火災の発生に直接関係のある者、火災の発生した対象物の居住者又は勤務者は応急消火義務者となり、その場に居合わせた者は応急消火義務者の補助をしなければならない。また、消防隊の活動状況が厳しい場合、市民に協力を求めることがあり、そういった協力者が対象となる。  問2 これまでに、どのような公務災害の対象事案があったか。 答2 消防団員が消防ポンプ操法訓練中に右足親指の爪を負傷した件。林野火災の際、消防団員がホースの延長中に転倒し頭部を負傷した件。建物火災で民間の協力者がホースの延長中に溝を飛び越えた際、右足首を骨折した件などがある。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第138号 公の施設(宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場)の指定管理者の指定について

**議案の概要**

宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場の指定管理者を、次のとおり指定しようとするもの。

- ・ 指定管理者の候補者 特定非営利活動法人宝塚NPOセンター  
(宝塚市栄町2丁目1番1号)
- ・ 指定期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

**論 点** 指定管理者の妥当性について

**<質疑の概要>**

問1 複数で比較しないと優れているかどうかの判断がしにくかったと思われるが、応募がなぜ1者のみだったのか。

答1 指定管理者の募集については広報や市ホームページでお知らせし、応募開始から締切までは40日程度、その間電話や窓口での問い合わせが4者ほどあったが、結果は1者だけの応募となった。以前5年間の指定管理期間で募集した時は5者の応募があった。今回指定管理期間は2年で、その先は廃止予定であるので民間事業者には将来性や収益性の面でメリットが低く受け止められたと思われる。審査においては50%以上の点数がないと対象としないなど最低点を設け、妥当性や管理能力について審査委員会ですっかり審査いただいた。

問2 選定委員の採点項目のうち、施設の適切な維持管理や雇用面での配慮など、総合的な視点のところでは結果の点数が低く課題もあると思われるが、どのように指導していくのか。

答2 来年度の運営に向けて現在指定管理者と相談しているところであるが、評価の低かった項目についてはよりよい運営ができるよう、十分指導、相談していく。

問3 前回1年間の指定管理期間で募集し、指定管理経験のないNPOセンターが管理者になったことに対し、1年間市がサポートしながら運営していくとしていたが、現状は。

答3 ハード施設の指定管理経験がないということで当初心配はあったが、前指定管理者で従事していた職員を一部継続して配置するなどし、極端な変更はなかった。また、登録されているボランティアをうまく活用されカフェを運営するなど、それほど不安なく施設運営している。また、事あるごとに商工勤労課に相談もある。

問4 1年間のモニタリングをした結果は。苦情等はなかったか。

答4 1年間の指定管理期間の中でモニタリングをしてもらうが、現在半年経過したところであり、まだ行っていない。苦情については、末広駐車場の入出庫の機械の不具合によるものは聞いているが、館の管理運営におけるものはない。

問5 資金面で、支払能力判定としての流動比率が200%ちょっとのことだが、流動資産は約2,600万円、流動負債は約1千万円と金額的に少ない。もし事故などがあってNPOセンターが補償しなければならなくなったとき、どう対応するのか。

答5 万一事故が起こった場合については選定委員会の中でも質問があり、資本金相当が1,700万円以上あるので、万一の際は館の運営にあてるとのことだった。また、事故に備え施設賠償保険にも加入している。

問6 現金預金でもない限り1,700万円をいきなり出せるわけでもない。流動比率がいくら高くても、あくまで割合にすぎない。指定管理者選定時に資本規模の基準はなくていいという判断なのか。

答6 法人の規模が小さくて不安という点はあると思うが、選定委員会では財務基盤が安定しているかどうかも含め、施設の安定した管理運営という部分を審査していただいております、一定の評価をもらったと思っている。

問7 選定委員会にかけた結果がよければそれでよいのか。指定管理者の選定基準の中に、資本規模はないのか。

答7 指定管理者の選定は、市の指定管理者運営指針や指定管理者選定要領に基づいて行っており、その中には法人の規模に関する基準はない。指定管理者募集ごとにその点を踏まえ選定委員会で議論するのが今後の課題であると思う。

問8 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているかという項目での評価が50点中なぜ29点なのか。いつ起きかわからない災害や危機管理に対するマニュアルがないということか。

答8 選定委員からも、危機管理マニュアルの整備を求める意見が出ているので、今後指導していく。

問9 施設賠償保険の補償範囲はどこまでか。

答9 総合賠償責任保険に加入しており、駐車場内、建物内における事故に関し1事故あたり対人が3億円、対物が1千万円。また、建物内のイベントに対し、同じく1事故あたり対人が3億円、対物が1千万円。保険期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日である。

問10 事業計画で、障がい者等の雇用に関する考え方として積極的に雇用したいとあるが、正規従業員の中に障がい者はいない。正規従業員の他に契約社員の中にも障がい者はいないのか。

答10 過去にハローワークの紹介で精神障がい者の雇用があったが、通勤時間の問題等で1カ月程度で退職された。実施計画では施設管理業務の中で、日常清掃について高齢者、障がい者の雇用を考えている。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第139号 阪神水道企業団への加入に関する協議について

**議案の概要**

平成29年4月1日から、阪神水道企業団に加入することに関して関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるもの。

**論 点 1 今後の経営について**

**<質疑の概要>**

問1 右岸左岸の割合と適正安定計画水量の考え方は。

答1 平成27年3月に予定している、水道事業の変更認可申請の1日最大計画給水量77,780 m<sup>3</sup>について、右岸が29,710 m<sup>3</sup>、左岸が48,070 m<sup>3</sup>と算定しており、右岸の安定計画水量は小林浄水場と亀井浄水場で21,200 m<sup>3</sup>と8,510 m<sup>3</sup>不足する。一方左岸は、自己水源と県営水道で55,300 m<sup>3</sup>と余裕があるが、全体で1,280 m<sup>3</sup>の不足となるため、新たな水源の確保が必要となる。

問2 1日最大計画給水量が86,300 m<sup>3</sup>から77,780 m<sup>3</sup>に減少となった理由は。

答2 86,300 m<sup>3</sup>は平成21年に水道マスタープランを作成したときに算定した給水量であるが、最近の実績により算出したところ1日1人当たりの水量の減少などの影響により、77,780 m<sup>3</sup>の算定となったもの。

問3 今後の人口減少に関しての見直しはどのようにするのか。

答3 平成30年をピークに人口が減少傾向に転ずるが、阪神水道企業団、県営水道ともに計画水量に対し7割の責任水量があるので、それ以上の減少となる場合は自己水源で調整する。

問4 小林浄水場と亀井浄水場の跡地については売却するのか。

答4 上下水道局としては、井戸部分を除き売却したいと考えているが、売却せず運用した方がよいとの意見もある。現時点では方針決定していないが、今後最善策を検討する。

問5 惣川浄水場、小浜浄水場、県営水道、阪神水道企業団のいずれかの水源が停止した場合のバックアップ体制は。

答5 惣川浄水場が停止した場合は、小浜浄水場をフル運転及び県営水道と阪神水道企業団の満量受水。小浜浄水場が停止した場合は、惣川浄水場のフル運転及び県営水道と阪神水道企業団の受水。県営水道が停止した場合は、両浄水場のフル運転及び阪神水道の受水。阪神水道が停止した場合は、両浄水場のフル運転及び県

営水道の満量受水に加え、西宮市の県営水道の水を分けてもらうことで対応する。そのため、小浜浄水場から右岸への送水管の新設等の工事を行う必要があり、平成31年度の3年間で実施する。その工事費を8億600万円程度と試算している。

問6 平成31年からバックアップ体制として工事を行う、小浜浄水場から右岸地区への送水管の新設は必ず実施できるか。

答6 万一のトラブル時に必要となるものであり、小林浄水場廃止後着手する。既存の小林浄水場と亀井浄水場から配水池に向かっている送水管に接続し、阪神水道企業団からの水を受水する配水池に送水を行う。

問7 阪神水道企業団に加入している市の中で、阪神水道企業団の受水料値上げに伴い水道料金を値上げした市はあるか。

答7 平成9年4月に、神戸市が震災と阪神水道企業団の値上げの影響等により約19%の値上げ。平成14年4月に、尼崎市が阪神水道企業団の値上げの影響等により約21%の値上げ。昭和59年4月に、西宮市が阪神水道企業団の値上げの影響等により約19%の値上げを行っている。

## 論点2 加入することの妥当性について

### <質疑の概要>

問1 加入金31億6千万円、送水管の整備に約40億円も支出することになるが、水道の経営は大丈夫なのか。

答1 約75億円の支出となるが、それを前提に経営予測を立てており、平成45年ぐらいまでは留保資金が確保できる状態である。経営予測に基づいて適正に実施していきたい。

問2 県営水道と阪神水道企業団からの水を、それぞれ最低7割は受水しなければならないという、本市の水が余ってこないか。

答2 将来的に人口が半分程度に減少すれば余ってくる可能性はあるが、当分の間は自己水を使用して給水していく。

問3 メリットとして水源が琵琶湖であり渇水に強いとあるが、琵琶湖は福井県の原子力発電所から30km圏内であり、万一の事故の場合の問題が懸念されるが、対策はどうなっているのか。

答3 福井県の原子力発電所の事故の場合の問題は、阪神水道企業団も認識しており、淀川の原水から放射性物質が検出される懸念がある場合は、他の淀川水系の水道事業者とも連携して、放射性物質の濃度の把握など常時適切に監視する。また、阪神水道企業団では、放射性物質異常時の対応マニュアルを整備しており、万一

の場合は対応していくと聞いている。

問4 川下川ダムの今後の使用についてはどうなるのか。

答4 川下川ダムは惣川浄水場の水源であるため、今後も引き続き活用していく。

問5 現在のマスタープランと実際の水道事業との整合性がとれていない。作成の時期が来ている、今後のマスタープランはどうなるのか。

答5 現在のマスタープランは平成27年度までであり、平成28年度からのプランを策定する必要があるため、現在上下水道局内での検討組織を立ち上げたところである。水量等計画の見直しや国から示される「安全・強靱・持続」という策定の考え方も反映し、平成27年度中に策定する。平成26年度中か、平成27年度の早期に現在のマスタープランの課題を抽出し、平成27年度後半には審議会に諮問し答申を受けたい。

問6 阪神水道企業団加入のデメリットはどのようなものが考えられるか。

答6 総トータルで比較すると、小林浄水場と亀井浄水場の建てかえを行うより、阪神水道企業団からの受水の方が有利であるが、短期間で75億円以上の費用負担がある。

また、他の用水を購入することとなるため、阪神水道企業団の考え方を受け入れざるを得ない状況になることも考えられる。本市独自の判断で動けない部分が出てくることはデメリットである。

問7 阪神水道企業団の受水料が値上げされれば、本市の水道料金も値上げせざるを得ないことになるか。

答7 阪神水道企業団からの受水量は市全体の3割強であり、阪神水道企業団が値上げしても、ほかの部分で吸収できるため、阪神水道企業団の値上げを理由に、すぐに本市の水道料金を値上げするという考えではない。今後そのための経営努力が必要となる。

問8 現在各市の市長も含まれている阪神水道企業団議会の議員を、すべて市議会議員から選出することとなり、値上げ等の議案についても各市議会から選出された議員により審議することになれば、阪神水道企業団の運営について一定の歯止めをかける意味で担保になるといえるか。

答8 執行機関と議決機関を明確に区分するため、議員は各市の市議会議員からとし、市長は別途運営協議会をつくるように規約を変更することで、阪神水道企業団議会での審議はよりシビアなものになると思われる。

<p>問9 いずれかの水源が停止した場合のバックアップ体制は、阪神水道企業団への加入にかかわらず必要なものではないか。</p> <p>答9 現在でも、県営水道や各浄水場が止まった時のバックアップ体制整備はできていないが、今回の阪神水道企業団加入にあわせ、より確実な体制を整備しようと考えている。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論1 賛成はするが、災害対策や将来予測など今後も厳しい状況は続くので、将来の状況を見込んで、今からしっかりと経営努力を行っていただきたい。</p>
<p>審査結果 可決 (全員一致)</p>

**議案番号及び議案名**

請願第41号 小浜工房館における和太鼓使用に対する防音工事についての請願

**議案の概要**

**<請願の趣旨>**

小浜工房館の夜間の和太鼓の使用に関して、近隣より「太鼓の音がうるさい」との声が市に寄せられております。私たちは、今後も発達障がいを含め、子ども達の成長する機会をより多く与えて頂きたいとの思いで実施しております。

宝塚市の障がいのある子ども達の集える場所と自己表現が出来る道具が小浜工房館であり、和太鼓であることをご理解していただけることを要望いたします。

現在、子ども達一人ひとりの目標を共有し、子どものテーマに合った練習を行う事が出来ています。今後も地元の小浜工房館を利用しながら、継続して練習していくにあたり、さらなる子ども達の成長を期待しています。その為にも、小浜工房館において近隣にご迷惑をかけずに和太鼓演奏が出来るように防音工事を実施して頂きます事を切に願います。

**<請願の項目>**

小浜工房館において近隣にご迷惑をかけずに和太鼓演奏が出来るように防音工事を実施して下さい。

**<質疑の概要>**

問1 発達障がいの子もたちが健常者の人たちと一緒に練習することによる相乗効果もあるのか。また、練習を始めてから約1年半経っているが、子どもたちにどんな成長が見られるか。

答1（紹介議員）太鼓を通して、お互い一緒になって練習することにより協調性を高めるなどの相乗効果が見られる。また、日ごろ人見知りをする発達障がいの子もたちが、「太鼓を聴いて行って」と他者に対しても積極的アプローチができるようになっており、自己表現や他者とのかかわりという部分において太鼓が大きな力になっている。

問2 請願項目に「近隣にご迷惑をかけずに和太鼓演奏が出来るように防音工事を実施して下さい」とあるが、具体的にどんな工事を希望しているのか。

答2（紹介議員）太鼓の練習場所となっている大工房は壁は多少とも防音仕様だが窓が大きく、また送風口から音が漏れる。大きな費用をかけなくても、窓にある程度防音処置を施すことにより、外に漏れる音は小さくできると思われる。

問3 工房館自体は、建物が防音装置となるような構造ではないのでは。

答 3 (市当局) 工房館が平成 13 年に完成した当時は、ペアガラスを配置するなど、工房活動を想定した一定の防音が施されている。

問 4 騒音測定は行ったか。また、騒音の基準は。

答 4 (市当局) 今年の 9 月に屋外 3 カ所、室内 1 カ所の合計 4 カ所で定点観測した平均値が、屋外①58.4 デシベル、屋外②67.9 デシベル、屋外③61.6 デシベル、室内 102 デシベルであった。工房館は騒音規制法や県の環境の保全と創造に関する条例が適用される特定事業所ではないので直接規制が適用されるわけではないが、その規制基準は昼間が 60 デシベル、夕方が 50 デシベルとなっている。

問 5 基準からいえば、相当オーバーしている。建物自体は防音できるのか。

答 5 (市当局) 現在は工房活動を想定したレベルの建物仕様となっており、仮に音楽の練習施設のように完全に防音しようとする、建物の内か外に二重に建物をつくるような、数千万円規模の工事が必要となる。

問 6 市内で活動している和太鼓のグループはどれだけあるか。市内で防音装置が整備されている場所は。

答 6 (紹介議員) 他の和太鼓の団体は 3 つくらいのものである。

(市当局) 市内の公共施設で防音装置が完備されているのは、西公民館の音楽室、東公民館の音楽スタジオ、ベガホールのリハーサル室、各公民館やソリオのホールなどである。

問 7 小浜工房館でないと練習できないという理由はあるのか。

答 7 (紹介議員) 当該団体は発達障がいの子もたちが対象で、小浜工房館で活動している別の団体の太鼓を無償で借り、また太鼓の準備・片づけなど補助もしてもらっている。そのため、小浜工房館以外で活動するのは難しい。

問 8 防音工事が実施されたら、ほかのグループも工房館を利用する体制ができるか。

答 8 (紹介議員) 宝塚市では音楽の練習をする場所も少なく、あっても手狭で、市の交響楽団も市外で練習していると聞いている。工事实施後はほかの団体も工房館を利用することができる。

問 9 請願の項目の中に「近隣にご迷惑をかけずに和太鼓演奏が出来るように」とあるが、実際基準以上の騒音となっている。練習時間帯はいつか。

答 9 (紹介議員) 音について市に苦情がきていることは承知している。練習時間帯は夜である。67 デシベルの音は、サイクロン掃除機の低騒音モードと同じで、テレビの音が 70~80 デシベル程度であるためテレビを見ていれば気にならない程度だ

と思うが、小浜地域は静かなところなので夜の 8 時から 9 時頃は耳につくかもしれない。

問 1 0 太鼓の練習は週にどのくらいの頻度でしているのか。

答 1 0 (紹介議員) 当該団体と太鼓を所有している別団体とをあわせて、週に 3~4 日である。

問 1 1 市にどんなふうに苦情がきているか。

答 1 1 (市当局) 平成 24 年度はメールや市長への手紙で十数通、平成 25 年度は苦情はなく、今年度は 1 人の方から継続して申し入れがある。

問 1 2 防音工事の費用はどれくらいのものか。

答 1 2 (市当局) 完全防音にするためには数千万円かかるが、通気口に蓋をする、窓を二重にする、壁に沿って吸収性の高いカーテンをかける等の処置をするのであれば 100~200 万円ということである。ただ、9 月に騒音測定をした業者によれば、そうした処置をしてもあまり防音効果は望めず、音が下がっても 10 デシベル程度と思われるとのこと。

問 1 3 防音を完全にするか、楽器から大きな音が出ないように工夫をするか、協調していくしかないと思うが、何か手だてはあるか。

答 1 3 (紹介議員) 完全防音は費用的にも難しいと思っている。苦情を受けた市から請願者へ、太鼓に布をはって音を小さくしてはどうかといった提案もしており、そうした工夫や練習時間帯が 9 時を過ぎないようにするなど努力をしているが、子どもたちの思いもあるので、現状のまま工夫して活動するにも限界がある。

問 1 4 施設に対する手だても必要だが、お金をかけずにできる方法はないか。

答 1 4 (市当局) 苦情を受けているため、活動団体等にも理解をいただき進めていくことが効果的である。音を小さくする等の努力もしていただきながら、近隣の住民とも折り合いをつけて活動していただくことが必要である。

問 1 5 平成 24 年度に来た十数通の苦情の内容は音だけか。

答 1 5 (市当局) 音の件が一番大きな問題であったが、運営に関する指摘もあり、解決に向け運営委員会と協議中である。

問 1 6 中央公民館に完全防音の部屋を設置する予定はあるか。

答 1 6 (市当局) 多くの方の多様な活動に対応するよう、設計に盛り込んで整備を図る。

問17 請願者が考える防音工事は簡単なものでもいいのか。

答17 (紹介議員) 音を完全に消すことはできないと思っている。地域で業者に見積もりをとった工事も見積結果は100万円強であったので、市当局の答えと一致している。夜の騒音基準は45デシベルであるので、10デシベルでも音が下がれば効果は少しでもあると思う。

### 自由討議

委員A 練習場所に困っているのは請願者だけでなく、交響楽団やだんじりの団体の方も同じである。練習をしていると警察が来ることもある。そうした市内の団体の方々のためにも、使ってもらえる場所を作るのも大事だと思う。ただ、小浜工房館を完全防音するのは相当の費用と技術が要るので、今後新築予定の中央公民館など新しくそうした場所をつくるよう考えては。

委員B 音を出す団体はたくさんあるが利用できる場所が少ない。どこかに新しくそうした施設をつくるのもいいが、それでも足りない。完全防音するにはお金がかかるので、そこまで完全でなくても、少しの音なら出せるような工夫を、この工房館や他公民館等でも今後考えて行くきっかけになる請願ではないか。

委員C 場所がなくて皆さん大変な思いをしているというのはよくわかる。新築予定の公民館の中にそうした防音の部屋ができるのも賛成であるが、一方既存の施設に費用を抑えた防音工事をし、利用者も利用時間を工夫しながら協力していくのも大事だと思う。

委員D 請願の項目は「近隣にご迷惑をかけずに和太鼓演奏が出来るように防音工事を」なので、請願の趣旨からいけばきっちりと防音すべきなのは。しかし、吸音材を壁一面に張っても、入口を塞いでも、音は完全には消せないというのは経験上知っている。わずかな費用しかかけないのであればわずかな効果しか望めない。それで問題は解決するのか。

### 討 論

#### (賛成討論)

討論1 賛成はするが積極的ではない。というのも防音はきっちりしないと音は漏れるのであまり効果は出ない。市もできる限りのことはしてあげて欲しい。

討論2 完全防音をするということなら賛成ではない。100～200万円の工事のできる最大限の効果を活かしてもらって、請願団体は地域ともしっかり話し合いをして、これをきっかけに良くしていただきたい。

討論3 請願団体は地域と話し合いをして、また発達障がいの子どもたちの活動の場も広がるよう、いい方向でいけたらいいと思う。

討論4 苦情がある限り、何もしないわけにはいかない。請願団体が音を出さないよう苦勞しているということにも手を差し伸べていかないといけない。もともとは宝塚市の中に音を出せる場所がないというのが問題。新築予定の中央公民館には必ず防音装置のついた部屋が必要だと思う。これをきっかけに請願団体は地域の方と充分話し合いをし、理解をしていただきたいという意味で賛成する。

**審査結果** 採択（全員一致）

**議案番号及び議案名**

請願第42号 現実的に有効な避難計画が策定されるまで、高浜原発再稼働の延期を求める意見書の提出を求める請願

**議案の概要**

**<請願の趣旨>**

東京電力福島第一原発の事故で、私たちは原子力発電所が安全ではないという事実を目の当たりにしました。よって、原子力発電所の再稼働に関しては、絶対安全はあり得ないという前提、言い換えれば過酷事故を起こし得るとの前提で、その是非が検討され、事故の際被害を拡大させない対策が充分かどうか、再稼働の条件のひとつになっています。

過酷事故が起こった場合、まず周辺住民の避難が重要です。宝塚市も高浜町の住民を約7,000人受け入れるよう要請を受けています。その計画は十分に練られているのでしょうか。

基礎自治体として市民の命と生活を守る切実な任務を負う宝塚市では、十分な避難計画が策定され、十分な避難訓練がなされる必要があります。

現実的に有効な避難計画が満足に策定されていない今日、原子力発電所の再稼働は行うべきではないと考えまして、原子力発電所の再稼働を認めないよう国に働きかけていただくよう強く願います。

**<請願の項目>**

地方公共団体で現実的に有効な避難計画が策定されるまで、高浜原発再稼働の延期を求める意見書を国に提出してください。

**<質疑の概要>**

問1 避難計画が策定されるまで、高浜原発再稼働の延期を求めるとあるが、現在の避難計画策定の状況は。

答1（紹介議員）具体的な避難計画は、まだできていないと聞いている。

（市当局）福井県の原子力発電所で事故が発生した場合の避難計画として、関西広域連合の指導の下受入調整を行っている。本市は高浜町からの避難者約7,000人を市内15カ所の施設に受け入れることになっている。

問2 原発事故が発生した場合の避難に際し、スクリーニングが不十分であれば、本市にも大量の放射能が持ち込まれる可能性があるが、本市としてはどのような体制を考えているのか。

答2（市当局）現在、関西広域連合から示されている原子力災害に係る広域避難ガイドラインしかなく、スクリーニングについては避難元の福井県が設置した避難中継所で、除染や汚染検査が完了した車両のみが本市に入ってくるということにな

っている。宝塚市としての具体的な計画は策定できていない。

問3 宝塚市として受け入れを行うとともに、市民の安全も守らないといけない。原子力発電所の再稼働を行う前にしっかりとした計画を立てておかなければならないと思うが、本市としての計画はどのように考えているのか。

答3 (市当局) 本市の市民への放射能被害の影響や、避難者約7,000人の移動手段、避難場所の確保、備蓄物品等の量や提供方法など課題が多く、1市での検討は困難である。速やかに県で対応マニュアルを示していただきたいと要望している。

(紹介議員) 避難計画は避難する側の自治体が策定するのが原則。福井県では、大規模な訓練を1度実施しただけで、計画はできていない。不備のある中で受け入れには問題がある。

問4 避難者約7,000人の受入準備はできているか。

答4 (市当局) 15カ所の避難施設を決定しており、基本的な避難所開設等は本市で行うが、そのあとは避難している高浜町で行ってもらうことになる。

問5 高浜原発では福島原発と同様の危険性はあるのか。

答5 (紹介議員) 公的な見解は出ておらず、危険性は予想としてしか出されていない。福島原発についても安全だと信じていたものであり、想定外の事態も考えられる。

問6 請願項目に「地方公共団体で現実的に有効な避難計画が策定されるまで」とあるが、この地方公共団体とはどこを指すのか。すべての地方公共団体のことなのか。

答6 (紹介議員) 市民の安全安心を守るということから、まずは宝塚市と兵庫県、それから受け入れについて影響がある高浜町と福井県。

問7 有効な避難計画とあるが、「有効な」ということはどのような避難計画を指すのか。

答7 (紹介議員) どこまでできれば有効かというのは、いろいろな考え方はあるが、水の問題や大気中の放射線の問題、またスクリーニングのシステムの構築などについて、計画ができていないことが問題。市が適切な計画を作るために、まず国が適切な計画を作り、県が適切な計画を作るよう、市としても県に要望している。

問8 避難計画を作れば再稼働は認めるということか。

答8 (紹介議員) 請願者の考えは、有効な避難計画ができれば再稼働は認めるということではなく、計画を策定することに主眼を置いている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	趣旨採択（全員一致）